

## 旭川市まちづくり基本条例の点検について (平成31年2月5日決定)

### 1 点検の目的

旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号。以下「まちづくり基本条例」という。）は、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的として制定した条例であり、平成26年4月1日から施行されている。

まちづくり基本条例附則第2項において、市は、社会情勢の変化等を踏まえ、施行後、5年以内に条例の点検を行い、適切な措置を講じなければならないこととされており、本件点検は、同項の規定に基づき、実施するものである。

### 2 点検の結果

#### 【まちづくり基本条例の構成】

前文	
第1章 総則	第1条（目的）、第2条（定義）
第2章 基本理念及び基本原則	第3条（基本理念）、第4条（基本原則）
第3章 まちづくりの担い手	第5条（市民等の役割）、第6条（議会の責務） 第7条（市長等の責務）、第8条（職員の責務）
第4章 市民主体の まちづくり	第9条（市民活動）、第10条（市民参加）、第11条（協働） 第12条（情報公開及び情報提供）、第13条（個人情報保護） 第14条（地域主体のまちづくり） 第15条（行政手続）、第16条（公正な職務の執行の確保） 第17条（計画的な市政運営）、第18条（行政改革等）、第19条（危機管理）
第5章 地域主体の まちづくり	
第6章 健全な市政運営 によるまちづくり	
第7章 広域連携によるまちづくり	第20条（他の機関との連携及び拠点性の発揮）
第8章 その他	第21条（評価検証）

#### (1) 前文、総則（第1章）、基本理念及び基本原則（第2章）、まちづくりの担い手（第3章）

これらの条文で定められている「まちづくりの基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現」というまちづくり基本条例の目的や、「市民等がいきいきと活躍できるまちづくり」、「市民等が支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり」、「地域資源をいかし、活力を向上させるまちづくり」、「北海道における拠点性を発揮するまちづくり」という基本理念などは、まちづくり基本条例の全体に通じる基本的な事項であるが、これらの内容については、本市のまちづくりにおける不変的な考え方を示している部分であるともいえるものであり、現状においても妥当である。

今後についても、まちづくり基本条例の目的や基本理念のほか「市民主体のまちづくり」、  
「地域主体のまちづくり」、「健全な市政運営によるまちづくり」という基本原則の下、まち  
づくりを推進していく必要がある。

**(2) 市民主体のまちづくり（第4章）、地域主体のまちづくり（第5章）、健全な市政運営によるまちづくり（第6章）、広域連携によるまちづくり（第7章）**

これらの条文で定められている内容は、まちづくり基本条例の目的や基本理念、基本原則  
に基づくまちづくりの推進に関する条文である。

各条文については、今年度、まちづくり基本条例第21条に基づくまちづくりの推進状況  
についての評価検証を実施しており、その結果、いずれも適正に運用されており、市民等と  
市において、各条文に基づく取組を着実に推進していることを確認した（当該評価検証の詳細は、「旭川市まちづくり基本条例評価検証結果報告書」のとおり）。

また、当該評価検証を通じて、各条文の内容についても、まちづくり基本条例の策定後も  
根本的な状況に変化はないことを確認したところであり、今後についても、各条文の趣旨に  
基づく取組を継続、発展させ、まちづくり基本条例を踏まえたまちづくりを推進していく必  
要がある。

**(3) その他（第8章）**

第21条で、市は、まちづくり基本条例を踏まえたまちづくりの推進状況について評価検  
証し、その結果を公表することを定めている。

当該評価検証については、上記のとおり、今年度、まちづくりの推進に関連する各条文に  
おいて実施したところであるが、まちづくり基本条例を踏まえたまちづくりの推進に当たっ  
ては、今後についても、適宜、評価検証を実施し、条文の趣旨に基づく取組や成果と課題等  
を把握し、条文の趣旨に基づく取組の方向性や考え方について検討していく必要がある。

**3 条例の見直しの必要性について**

上記の点検の結果、現時点において、まちづくり基本条例の各条文については現状におい  
ても妥当であり、見直しが必要な特段の事情は認められないことから、同条例の改正は行わない  
こととする。

今後についても、まちづくり基本条例の趣旨の浸透を図りながら、同条例を踏まえたまちづ  
くりを推進していくこととし、まちづくりに関連する個別の条例の運用においても、まちづ  
くり基本条例の趣旨を踏まえた取組を継続、発展させていくこととする。